

雇用関係助成金一覧

A. 雇用維持関係の助成金

(問い合わせ先)
【労働局】都道府県労働局またはハローワーク
【機構】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課等

1 雇用調整助成金		【労働局】
景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、休業、教育訓練、または出向(※2)によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成 (※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 (※2)3か月以上1年以内の出向に限る	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3(中小企業以外1/2) 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3(中小企業以外1/2)	

B. 再就職支援関係の助成金

2 労働移動支援助成金		【労働局】
I 再就職支援奨励金		
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成	委託費用の2/3(中小企業以外1/2) 支給対象者45歳以上 委託費用の4/5(中小企業以外2/3) (1人あたり上限60万円、再就職支援委託時に10万円を支給し、残りを再就職実現時に支給) 訓練を委託した場合、月6万円を加算(上限3か月分) グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 求職活動のための休暇を付与した場合、日額8,000円(中小企業以外5,000円)を支給 (上限180日分、再就職実現時のみ支給、委託なしでも支給可能)	
II 受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)		
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成	1人あたり40万円 ※1年度1事業所あたり500人が上限	
III 受入れ人材育成支援奨励金(人材育成支援)		
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を雇い入れ、訓練(※)を行った事業主に対して助成 (※)Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT	Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額(上限30万円) OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円	
IV キャリア希望実現支援助成金(生涯現役移籍受入れ支援)		
生涯現役企業(※)として移籍等により期間の定めのない労働者(40歳以上60歳未満)を受け入れた事業主に対して助成 (※)65歳を超えて継続雇用が可能な企業	1人あたり40万円 ※1年度1事業所あたり500人が上限	
V キャリア希望実現支援助成金(移籍人材育成支援)		
移籍等により期間の定めのない労働者として受け入れ、訓練(※)を行った事業主に対して助成 (※)Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT	Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額(上限30万円) OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円	

C. 高年齢者・障害者等関係の助成金

3 特定求職者雇用開発助成金		【労働局】
I 特定就職困難者雇用開発助成金★		
高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが事実と認められること	【高年齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 1人あたり60万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※)は40万円(中小企業以外30万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(中小企業以外100万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円) (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)	

II 高齢者雇用開発特別奨励金	
65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成 (※)1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが確実であると認められること	1人あたり70万円(中小企業以外60万円) 短時間労働者は50万円(中小企業以外40万円)
III 被災者雇用開発助成金	
東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること	1人あたり60万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は40万円(中小企業以外30万円)
4 高齢者雇用安定助成金 【機構】	
I 高齢者活用促進コース	
高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置(※)を実施する事業主に対して助成 (※)次の①～⑤のいずれかの措置 ①新たな事業分野への進出等による高齢者の職場または職務の創出 ②機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の就労機会の拡大 ③高齢者の就労機会を拡大するための雇用管理制度の導入または見直し ④労働協約または就業規則による健康診断を実施するための制度の導入 ⑤労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め	支給対象経費の2/3(中小企業以外1/2) 60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限20万円(上限1,000万円) 次のa～cのいずれかの場合 a 建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主 b 65歳以上の高齢者(高齢継続被保険者)の雇用割合が当該事業所に雇用される常用被保険者の4%以上の事業主 c ②の措置を実施した事業主 60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限30万円(上限1,000万円)
II 高齢者無期雇用転換コース	
50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換した事業主に対して助成	1人あたり50万円(中小企業以外は40万円)
5 障害者トライアル雇用奨励金 【労働局】	
I 障害者トライアル雇用奨励金	
就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) 精神障害者を初めて雇用する場合 月額最大8万円(最長3か月間)
II 障害者短時間トライアル雇用奨励金	
直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大2万円(最長12か月間)
6 障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金) 【労働局】	
障害者雇用の経験のない中小企業(※1)において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合(※2)に助成 (※1)障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業 (※2)1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3か月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること	対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円
7 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 【労働局】	
中小企業である事業主が、地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成	支給対象者数と施設整備に要した費用に応じて 総額2,000～3,000万円(3年間)
8 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 【労働局】	
発達障害者または難治性疾患患者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成	1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円(中小企業以外30万円)

9 障害者雇用安定奨励金		【労働局】
I 障害者職場定着支援奨励金		
障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員(※)を配置する事業主に対して助成 (※)職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限	【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置した場合】 1人あたり月額4万円(中小企業以外月額3万円) 短時間労働者は、月額2万円(中小企業以外月額1万5千円) 【職場支援員を委嘱契約により配置した場合】 委嘱による支援1回あたり1万円 ※助成対象期間は、2年間(精神障害者は3年間)が上限	
II 訪問型職場適応援助促進助成金		
職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、事業所に職場適応援助者を訪問させる事業主に対して助成 (※)ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者	1日の支援時間が4時間以上の日 1万6千円 1日の支援時間が4時間未満の日 8千円 ※助成対象期間は、1年8か月(精神障害者は2年8か月)が上限 訪問型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2	
III 企業在籍型職場適応援助促進助成金		
職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者を配置して援助を行う事業主に対して助成	1人あたり月額8万円(中小企業以外月額6万円) 短時間労働者は、月額4万円(中小企業以外月額3万円) ※助成対象期間は、6か月が上限 企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2	
10 障害者職場復帰支援助成金		【労働局】
職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い中途障害者に職場復帰をさせた事業主に対して助成	1人あたり70万円(中小企業以外50万円)	
11 障害者作業施設設置等助成金★		【機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2/3	
12 障害者福祉施設設置等助成金★		【機構】
継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1/3	
13 障害者介助等助成金★		【機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象に助成	【職場介助者の配置または委嘱】 支給対象費用の3/4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2/3 【手話通訳担当者の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3/4	
14 重度障害者等通勤対策助成金★		【機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主を対象として助成	支給対象費用の3/4	
15 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ★		【機構】
重度障害者を多数雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成 (※)重度障害者を、1年以上の期間、10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること	支給対象費用の2/3(特例の場合3/4)	
16 障害者職業能力開発助成金		【労働局】
I 障害者職業能力開発訓練施設等助成金		
障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行うための施設または設備の設置・整備、更新を行う事業主等に対して助成	【施設設置費】 支給対象費用の3/4	
II 障害者職業能力開発訓練運営費助成金		
障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成	【運営費】 支給対象費用の3/4または4/5	

D. 雇入れ関係のその他の助成金

17 トライアル雇用奨励金		【労働局】
職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者(※)について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成 (※)次の①～⑥のいずれかに該当する者 ① 就労経験のない職業に就くことを希望する者 ② 学校卒業後3年以内で、安定した職業に就いていない者 ③ 2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ④ 離職している期間が1年を超えている者 ⑤ 妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの ⑥ 就職支援に当たって特別の配慮を要する以下の者 ア 生活保護受給者、イ 母子家庭の母等、ウ 父子家庭の父、エ 日雇労働者、オ 季節労働者、カ 中国残留邦人等永住帰国者、キ ホームレス、ク 住居喪失不安定就労者	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大5万円(最長3か月間) 若者雇用促進法に基づく認定事業主が 35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合 月額最大5万円(最長3か月間)	

18 地域雇用開発助成金		【労働局】
I 地域雇用開発奨励金		
同意雇用開発促進地域(※1)または過疎等雇用改善地域(※2)において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った場合に助成 (※1) 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している、「地域雇用開発促進法」第7条に規定する地域 (※2) 若年層・壮年層の流出が著しい、「雇用保険法施行規則」第112条に基づき厚生労働大臣が指定する地域		事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて50～800万円を支給(最大3年間(3回)支給) 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ
II 沖縄若年者雇用促進奨励金		
沖縄県の区域内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れ(※)を行った場合に助成 (※) 新規卒業者でない者を3人以上雇い入れること		支払った賃金に相当する額の1/3(中小企業以外1/4) 助成対象期間は1年間(定着状況が特に優良な場合は2年間) 定着状況が特に優良な場合の2年目の助成額 支払った賃金に相当する額の1/2(中小企業以外1/3)
19 三年以内既卒者等採用定着奨励金		【労働局】
学校等の既卒者・中退者又は高校中退者の応募が可能な新卒求人者の申込みまたは募集を新たに行い、雇入れ(※)から一定期間定着した場合に助成 ※当該求人者の申込みまたは募集前3年度間において、既卒者・中退者または高校中退者が応募可能な新卒求人者の申込みまたは募集を行っていないこと		【既卒者等コース】上限2名(中小企業以外1名) 1人目 70万円(中小企業以外35万円) 2人目 35万円 【高校中退者コース】上限2名(中小企業以外1名) 1人目 80万円(中小企業以外40万円) 2人目 45万円 ※ユースエール認定企業はいずれも10万円加算
20 生涯現役起業支援助成金		【労働局】
中高年齢者(40歳以上)が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者(中高年齢者)の雇入れ(※1)を行う際に要した、雇用創出措置(※2)について助成を行う。 (※1) 60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上 (※2) 対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの。		起業者が60歳以上の場合 助成率 2/3 助成額の上限 200万円 起業者が40歳～59歳の場合 助成率 1/2 助成額の上限 150万円

E. 雇用環境の整備関係等の助成金

21 職場定着支援助成金		【労働局】
I 個別企業助成コース		
雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成		【雇用管理制度】 制度導入助成 各10万円 評価・処遇制度 研修制度 健康づくり制度 メンター制度 目標達成助成(※) 60万円 【介護福祉機器等(介護事業所)】 支給対象費用の1/2(上限300万円) 【介護労働者雇用管理制度(介護事業主)】 制度整備助成 50万円 目標達成助成(※) 第1回:60万円、第2回:90万円 ※ 目標達成助成は一定期間経過後に離職率の目標を達成した場合に支給
II 中小企業団体助成コース		
都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成		事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上) 上限 1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円
22 建設労働者確保育成助成金		【労働局】
建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成		【認定訓練】経費助成:補助対象経費の1/6 賃金助成:1人あたり日額5,000円 【技能実習】経費助成:支給対象費用の9/10(委託の場合8/10) ただし、被災三県は10/10(委託の場合含む) 賃金助成:1人あたり日額8,000円 【雇用管理制度】入職率に係る目標達成助成:60万円 【登録基幹技能者処遇向上】1人あたり年額10万円(最大3年間) 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業】支給対象経費の2/3 (中小建設事業主、中小建設事業主団体以外は1/2) 【建設広域教育訓練】推進活動経費助成:支給対象経費の2/3 施設設置等経費助成:支給対象経費の1/2 【作業員宿舎等設置】支給対象費用の2/3 【女性専用作業員施設設置】支給対象費用の2/3

23 通年雇用奨励金		【労働局】
北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	【事業所内就業、事業所外就業】支払った賃金の2/3(第1回目) 支払った賃金の1/2(第2～3回目) 【休業】休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目) 【業務転換】支払った賃金の1/3 【訓練】支給対象経費の1/2(季節的業務)、2/3(季節的業務以外) 【新分野進出】支給対象経費の1/10 【季節トライアル雇用】支払った賃金の1/2(減額あり)	

F. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

24 両立支援等助成金		【労働局】
I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金		
労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成 ※平成28年4月1日以降、運営費の事後認定を除き、新規計画の認定申請は受け付けていません。	設置費用の2／3(中小企業以外1／3) 設置費用: 上限2,300万円(中小企業以外1,500万円) 運営費用の1～5年目 年間の1日平均保育乳幼児1人当たり 年額45万円(中小企業以外34万円) 上限1,800万円(中小企業以外1,360万円) 増築又は建替え費用の1／2(中小企業以外1／3) 増築: 上限1,150万円(中小企業以外750万円) 建替え: 上限2,300万円(中小企業以外1,500万円)	
II 出生時両立支援助成金		
男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主に対して助成	最初の1人 60万円(大企業は30万円) 2人目以降の対象者 15万円	
III 介護支援取組助成金		
仕事と介護の両立に関する取り組みを行った事業主に対して助成	1企業あたり1回限り 60万円	
IV 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)		
育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成	1人あたり50万円、1年度の上限10人 育児休業取得者が期間雇用者の場合、労働者1人あたり10万円加算 期間雇用者を無期雇用者として復帰させた場合はさらに10万円加算 ※くるみん取得企業の場合、平成37年3月31日までに50人まで	
V 中小企業両立支援助成金(育休復帰支援プランコース)		
育休復帰支援プランを作成し、プランに基づく取組により、労働者の育児休業取得、職場復帰させた事業主に対して助成	1企業あたり2人まで(無期雇用者1人、期間雇用者1人) 1人につき育休取得時30万円、職場復帰時30万円	
VI 女性活躍加速化助成金		
行動計画に女性の活躍に関する取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組み、目標を達成した事業主に対して助成	1企業あたり各1回	取組目標達成時30万円(中小企業のみ) 数値目標達成時30万円

G. キャリアアップ・人材育成関係の助成金

25 キャリアアップ助成金		【労働局】
I 正社員化コース		
有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した事業主に対して助成	①有期→正規 1人あたり60万円(中小企業以外45万円) ②有期→無期 1人あたり30万円(中小企業以外22.5万円) ③無期→正規 1人あたり30万円(中小企業以外22.5万円) ④有期→多様な正社員 1人あたり40万円(中小企業以外30万円) ⑤無期→多様な正社員 1人あたり10万円(中小企業以外7.5万円) ⑥多様な正社員→正規 1人あたり20万円(中小企業以外15万円) ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用または多様な正社員として直接雇用する場合 ①③1人あたり30万円加算 ④⑤1人あたり15万円加算 ※ 支給対象者が母子家庭の母または父子家庭の父の場合 若者雇用促進法に基づく認定事業主における対象者が35歳未満の場合 1人あたり ①10万円加算 ②～⑥5万円加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 ④⑤1事業所あたり10万円(中小企業以外7.5万円)加算	

25 キャリアアップ助成金 【労働局】

Ⅱ 人材育成コース

有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外500円) Off-JT 訓練経費助成 Off-JTの訓練時間数に応じた次の金額(※1) 【一般職業訓練(育児休業中訓練(※2)を含む) 有期実習型訓練】 <table> <tr> <td>100時間未満</td><td>10万円(中小企業以外7万円)</td></tr> <tr> <td>100時間以上200時間未満</td><td>20万円(中小企業以外15万円)</td></tr> <tr> <td>200時間以上</td><td>30万円(中小企業以外20万円)</td></tr> </table> 【中長期的キャリア形成訓練】 (有期実習型訓練修了後に正社員等に転換された場合) <table> <tr> <td>100時間未満</td><td>15万円(中小企業以外10万円)</td></tr> <tr> <td>100時間以上200時間未満</td><td>30万円(中小企業以外20万円)</td></tr> <tr> <td>200時間以上</td><td>50万円(中小企業以外30万円)</td></tr> </table> ※1 事業主が負担した実費が上記を下回る場合は実費を限度 ※2 育児休業中訓練は訓練経費助成のみ OJT 訓練実施助成 1時間あたり800円(中小企業以外700円)	100時間未満	10万円(中小企業以外7万円)	100時間以上200時間未満	20万円(中小企業以外15万円)	200時間以上	30万円(中小企業以外20万円)	100時間未満	15万円(中小企業以外10万円)	100時間以上200時間未満	30万円(中小企業以外20万円)	200時間以上	50万円(中小企業以外30万円)
100時間未満	10万円(中小企業以外7万円)												
100時間以上200時間未満	20万円(中小企業以外15万円)												
200時間以上	30万円(中小企業以外20万円)												
100時間未満	15万円(中小企業以外10万円)												
100時間以上200時間未満	30万円(中小企業以外20万円)												
200時間以上	50万円(中小企業以外30万円)												

Ⅲ 処遇改善コース(賃金テーブル改定)

有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定(※)し、昇給を図った事業主に対して助成	すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定した場合 <table> <tr> <td>1～3人</td><td>10万円(中小企業以外7.5万円)</td></tr> <tr> <td>4～6人</td><td>20万円(中小企業以外15万円)</td></tr> <tr> <td>7～10人</td><td>30万円(中小企業以外20万円)</td></tr> <tr> <td>11～100人</td><td>1人あたり3万円(中小企業以外2万円)</td></tr> </table> 一部の賃金テーブル等を増額改定した場合 <table> <tr> <td>1～3人</td><td>5万円(中小企業以外3.5万円)</td></tr> <tr> <td>4～6人</td><td>10万円(中小企業以外7.5万円)</td></tr> <tr> <td>7～10人</td><td>15万円(中小企業以外10万円)</td></tr> <tr> <td>11～100人</td><td>1人あたり1.5万円(中小企業以外1万円)</td></tr> </table> 職務評価を活用して処遇改善を行った場合 1事業所あたり20万円(中小企業以外は15万円)加算 (※) 賃金テーブル等を2%以上増額改定	1～3人	10万円(中小企業以外7.5万円)	4～6人	20万円(中小企業以外15万円)	7～10人	30万円(中小企業以外20万円)	11～100人	1人あたり3万円(中小企業以外2万円)	1～3人	5万円(中小企業以外3.5万円)	4～6人	10万円(中小企業以外7.5万円)	7～10人	15万円(中小企業以外10万円)	11～100人	1人あたり1.5万円(中小企業以外1万円)
1～3人	10万円(中小企業以外7.5万円)																
4～6人	20万円(中小企業以外15万円)																
7～10人	30万円(中小企業以外20万円)																
11～100人	1人あたり3万円(中小企業以外2万円)																
1～3人	5万円(中小企業以外3.5万円)																
4～6人	10万円(中小企業以外7.5万円)																
7～10人	15万円(中小企業以外10万円)																
11～100人	1人あたり1.5万円(中小企業以外1万円)																

Ⅳ 処遇改善コース(共通処遇推進制度)

有期契約労働者等に対して、正規雇用労働者と共通の処遇制度(健康診断制度(※)、賃金テーブル等)を導入・適用した事業主に対して助成	【健康診断制度】1事業所あたり40万円(中小企業以外30万円) 【賃金テーブル等】1事業所あたり60万円(中小企業以外45万円) (※) 有期契約労働者等の4人以上に実施
--	--

Ⅴ 処遇改善コース(短時間労働者の労働時間延長)

短時間労働者の週所定労働時間の延長(※)を行った事業主に対して助成	1人あたり20万円(中小企業以外15万円)
(※) 週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長し社会保険を適用	

26 キャリア形成促進助成金 【労働局】

Ⅰ 雇用型訓練コース(特定分野認定実習併用職業訓練)

建設業、製造業、情報通信業が実施する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の2/3(中小企業以外1/2) OJT実施助成 1時間あたり700円(中小企業以外400円)
--	---

Ⅱ 雇用型訓練コース(認定実習併用職業訓練)

厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練(Ⅰの訓練を除く)	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3) OJT実施助成 1時間あたり700円(中小企業以外400円)
-------------------------------	---

Ⅲ 雇用型訓練コース(中高年齢者雇用型訓練)

直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3) OJT実施助成 1時間あたり700円(中小企業以外400円)
---	---

Ⅳ 重点訓練コース(若年人材育成訓練)

採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3)
-------------------------	---

26 キャリア形成促進助成金

【労働局】

V 重点訓練コース(熟練技能育成・承継訓練)

熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3)
-------------------------------	--

VI 重点訓練コース(成長分野等・グローバル人材育成訓練)

成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3)
-----------------------------	--

VII 重点訓練コース(中長期的キャリア形成訓練)

専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座の受講支援を助成	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3)
--------------------------------------	--

VIII 重点訓練コース(育休中・復職後等人材育成訓練)

育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練(訓練時間10時間以上)	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の2/3(中小企業以外1/2)
--	--

IX 一般型訓練コース(一般企業型訓練)

雇用する労働者に対する政策課題対応型訓練以外の職業訓練を助成(対象は中小企業)	賃金助成 1時間あたり400円 訓練経費助成 実費相当額の1/3
※定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保を制度として規定することが要件	

X 一般型訓練コース(一般団体型訓練)

事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、①若年労働者への訓練、②熟練技能の育成・承継のための訓練、③育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練を助成	訓練経費助成 (①・②の場合)実費相当額の1/2 (③の場合) 実費相当額の2/3
--	--

XI 制度導入コース(教育訓練・職業能力評価制度)

従業員に対する教育訓練が職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
---	---------------------------

XII 制度導入コース(セルフ・キャリアドック制度)

一定の要件を満たすセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
--------------------------------------	---------------------------

XIII 制度導入コース(技能検定合格報奨金制度)

技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
---------------------------------------	---------------------------

XIV 制度導入コース(教育訓練休暇等制度)

教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
-------------------------------------	---------------------------

XV 制度導入コース(社内検定制度)

社内検定制度を導入し、実施した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
----------------------	---------------------------

XVI 制度導入コース(事業主団体助成制度)

従業員に対し、教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成	支援実施経費 実費相当額の2/3(上限500万円、業界検定は1,000万円)
--	--

27 職場適応訓練費

【労働局】

都道府県労働局の委託を受けて行う職場適応訓練を助成	一般の職場適応訓練(月額) 2万4千円(重度の障害者以外) 2万5千円(重度の障害者) 短期の職場適応訓練(日額) 960円(重度の障害者以外) 1,000円(重度の障害者)
---------------------------	--

(注) 助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★が付されたものは障害者雇用納付金制度、☆が付されたものは財源の一部が一般会計です。
職場適応訓練費は、雇用関係助成金とは異なりますが、事業主拠出の雇用保険二事業を財源とする制度です。